

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の確保は重要であり、これまでにも他職種との賃金差も踏まえ処遇改善が進められてきましたが、介護職員の人材確保のための取組をより一層図るため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める目的に、2019年10月の介護報酬改定により、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

加算の算定要件

「介護職員等特定処遇改善加算」を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得していること
2. 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
3. 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※見える化要件とは

特定加算に基づく取組(特定加算の取得状況、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容)について、ホームページを活用する等外部から見える形で公表すること

当法人では、「介護職員等特定処遇改善加算」を算定し、介護職員等の処遇改善に取り組みます。

特定加算の算定状況

事業所名	加算の区分
特別養護老人ホーム恒春ノ郷	特定加算Ⅰ
恒春ノ郷指定短期入所生活介護事業	特定加算Ⅰ
恒春ノ郷デイサービスセンター	特定加算Ⅰ
特別養護老人ホーム恒春の丘	特定加算Ⅰ
恒春の丘指定短期入所生活介護事業	特定加算Ⅰ
介護老人保健施設リハパーク舞岡	特定加算Ⅰ
介護老人保健施設リハパーク舞岡 (短期入所療養介護)	特定加算Ⅰ
介護老人保健施設リハパーク舞岡 (通所リハビリテーション)	特定加算Ⅱ
しんぜん訪問介護ステーション	特定加算Ⅰ

職場環境要件

区分	職場環境要件項目	当法人の取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	<ul style="list-style-type: none">・喀痰吸引等研修事業を実施。研修参加機会を提供・自己研鑽のための研修への出席についてシフト調整等支援を行う・資格取得一時金創設
労働環境・待遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器導入	<ul style="list-style-type: none">・入浴装置の入れ替え（介護負担軽減）・離床アシストベッド導入
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none">・ストレスチェック実施・喫煙スペース指定・職員休憩室、職員トイレ改修
その他	非正規職員から正規職員への転換	<ul style="list-style-type: none">・本人が希望する場合、勤務成績等により法人が判断し転換を実施